

報告第 1 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第1号

工事請負変更契約の締結に係る専決処分について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 4 号の規定により、工事請負契約の変更について、下記のとおり専決処分する。

令和7年2月13日専決

多可町長 吉 田 一 四

記

- | | | | |
|---|--------|--|-----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 八千代コミュニティプラザ空調設備入替工事 | |
| 2 | 契約額 | 変更前 | 29,480,000円
(うち消費税 2,680,000円) |
| | | 変更後 | 29,118,100円
(うち消費税 2,647,100円) |
| 3 | 契約の相手方 | 兵庫県西脇市和布町 190 番地の 29
旭設備株式会社
代表取締役 藤 本 泉 | |